十四　昭和六十三年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項を次のように改める。

八	削除

十五　平成元年郵政省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

十六　平成元年郵政省告示第六百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二六の項及び二七の項を次のように改める。

二六	削除
二七	削除

第二項の表二八の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表三〇の項から三二の項までを次のように改める。

三〇	削除
三一	削除
三二	削除

第二項の表三三の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十七　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三〇の項から三八の項までを削る。

十八　平成四年郵政省告示二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五〇の項から五二の項を次のように改める。

五〇	削除
五一	削除
五二	削除

十九　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表六四の項を次のように改める。

六四	削除

第二項の表六六の項を次のように改める。

六六	削除

第二項の表六九の項を次のように改める。

六九	削除

第二項の表七二の項を次のように改める。

七二	削除

二十　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五一の項を次のように改める。

五一	削除

二十一　平成六年郵政省告示第百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

二十二　平成七年郵政省告示第七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項から一三の項までを削る。

二十三　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一七の項及び一八の項を次のように改める。

一七	削除
一八	削除

第二項の表三五の項を次のように改める。

三五	削除

二十四　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

第二項の表三一の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

二十五　平成八年郵政省告示第六百六十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一八の項を削る。

二十六　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

第二項の表三二の項及び三三の項を次のように改める。

三二	削除
三三	削除